

子ども・子育て支援新制度の 認定区分と保育料について

学校法人 金丸学園 幼保連携型 認定こども園
天童幼稚園・保育園

◎ 新制度での保育料の考え方

新制度では保育料は保護者の所得に応じた支払いが基本になります。
支払額は、市町村による3つの区分の「教育・保育の認定」を受けただうえで、市町村民税の納税額による区分に基づいて決定されます。
現在、新制度の実施に向けて保育料を含めて各自治体が検討中です。正式決定になり次第、当園でもホームページ等でお知らせしていきます。

◎ 3つの認定区分

1号認定 教育標準時間認定 満3歳以上

お子さんが満3歳以上で、認定こども園・幼稚園での「教育」を希望される場合

利用先 認定こども園 ・ 幼稚園

2号認定 保育認定 満3歳以上

お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、認定こども園「教育・保育」・保育園での「保育」を希望される場合

利用先 認定こども園 ・ 保育園

3号認定 保育認定 満3歳未満

お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、認定こども園・保育所などでの「保育」を希望される場合

利用先 認定こども園 ・ 保育園 ・ 地域型保育

◎ 保育の必要性(2、3号認定では以下のどれかに該当する必要があります)

- ・ 就労(フルタイムのほか、パート、夜間、居宅での労働など、基本的にすべて就労を含む)
- ・ 妊娠、出産 ・ 保護者の疾病、生涯・同居または長期入院している親族の介護、看護
- ・ 災害復旧 ・ 求職活動(起業準備含む) ・ 就学(職業訓練校含む)
- ・ 虐待やDVの恐れがあること
- ・ 育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ・ その他、上記に類する状態として市町村が認めるもの

◎ 保育料について(長崎市)

保育料(利用者負担額)は現行の負担基準をもとに各市町村が決定します。国が定める基準の上限は以下の通りで、各市町村の定める額は基準より安い金額になると見込まれます。

1号認定の保育料(国基準の上限額)

区分	推定年収	保育料(利用者負担額) 国基準	保育料(利用者負担額) 長崎市
① 生活保護世帯	—	0円	現在検討中 (1月頃発表予定)
② 市民税非課税世帯	~270万円	9,100円	
③ 市民税所得割課税額 77,100円以下	~360万円	16,100円	
④ 市民税所得割課税額 211,200円以下	~680万円	20,500円	
⑤ 市民税所得割課税額 211,201円以上	680万円以上	25,700円	

※ 推定年収は夫婦(妻はパートタイム(所得税非課税程度の収入)を想定)と子ども2人世帯の場合の大まかな目安
 ※ 幼稚園年少から小学3年生までの範囲で、最年長の子どもから順に二人目は半額、三人目以降は無料になります

2号認定の保育料(国基準の上限額)

区分	推定年収	保育料(利用者負担額) 国基準	参考 平成26年度 長崎市 保育料
① 生活保護世帯	—	0円	0円
② 市民税非課税世帯	~260万円	6,000円	5,000円
③ 市民税所得割課税額 48,600円未満	~330万円	16,500円	14,000円
③ 市民税所得割課税額 97,000円未満	~470万円	2,7000円	2,1000円
④ 市民税所得割課税額 169,000円未満	~640万円	41,500円	25,000円
⑤ 市民税所得割課税額 301,000円未満	~930万円	58,000円	27,000円
⑥ 市民税所得割課税額 397,000円未満	~1130万円	77,000円	30,000円
⑦ 市民税所得割課税額 397,001円以上	1130万円~	101,000円	33,000円

※ 推定年収は夫婦(妻はパートタイム(所得税非課税程度の収入)を想定)と子ども2人世帯の場合の大まかな目安
 ※ 就学前児童の範囲で、最年長の子どもから順に二人目は半額、三人目以降は無料になります